

貸付事業に係る情報の公開

2024年3月31日現在

貸付資金の名称	貸付事業資金
貸付資金額 (うち、国庫補助金)	64,540百万円 (64,540百万円)
貸付事業の概要	海外漁場の確保等を推進するため、本邦法人等及び本邦法人等の出資にかかる現地法人等又は水産庁長官が指定する国際機関に対する海外漁業協力事業に必要な資金の貸付けを行っています。
貸付事業の目標	海外漁場における我が国漁船の漁業活動の維持を図ることを目標としています。
終了予定時期	2027年3月 [※]
貸付を希望する場合の申請方法、申請期限、審査体制及び審査基準	貸付けを希望する場合は、随時相談を受け付けておりますので、融資部融資課までご連絡下さい。 融資部融資課は、当財団の「貸付規程」及び「貸付ガイドライン」に沿って審査を行います。

※ 2024年4月22日に開催された政府の第56回行政改革推進会議により、当財団の貸付事業資金を含む設置から10年が経過している基金は、原則として遅くとも2026年度末までの終了予定時期を設定し、成果を検証することが決定されました。
なお、基金の終了予定時期到来後の対応については、成果の検証を踏まえ検討することとされております。